

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（40）

2012年 1月24日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（3）への反論 その7

本件支出に対して損害責任を被告及び相手方は負っている

1、本件支出に対して損害責任を被告ら及び相手方らは負っていること

（1） 被告準備書面（3）の7頁の下段から8行目から5行目で、

教科用図書等の購入費用についてであるが、本件採択によって購入することが決まったものではなく、図書購入の契約に基づき支払う対価であるので、これもまた不当利得も不法行為も構成するものではない。

と主張する。

しかし、原告らは、これまで本件採択が、本件図書の購入の直接の原因であり、本件図書の購入を会計関係法令上からも規定していることは原告準備書面（34）、同（35）で詳細に述べたとおりである。よって、被告らの上記主張には理由がなく失当である。

（2） 被告準備書面（3）の8頁の8行目から21行目で、

原告らは、議会での議員の質問やえひめ教科書裁判を支える会などの指

摘をもって、財務会計行為をするに当たっての故意又は重過失があるとも考えているのであろうか。

本件においては、本件支出の固有の違法性については争われていない。本件採択がされたことにより、その採択との関係において本件支出が違法性を帯びるとというのが、原告らの主張であると思われる。しかし、本件支出と本件採択との関係は上述1のとおりであり、本件採択が財務会計行為の原因行為と認識することは難しいばかりか、仮に本件採択が違法であり、本件支出と本件採択とに何らかの関係があるとしても、私的使用でない物品の使用、条例に基づく報酬等の支給、文部科学大臣の検定を経た図書等の購入が違法であると認識したり、容易に認識し得るものではない。

従って、本件支出についての4号訴訟により、いかなる者も被告今治市に対し賠償責任等を負うことはない。

と主張する。

この点についても原告らは、準備書面で詳細に述べてきた。原告準備書面(36)でそれをまとめ、被告らの違法行為を①から⑤に示した。つまり、本件採択における故意又は重過失が被告らの違法行為があることを財務関係者は、十分知る立場、状況にあった。しかしながら、原告準備書面(34)～同(38)で詳細に述べたように、被告らの財務会計行為における適正な措置を怠ったのである。

確かに、本件図書は、私的使用のための物品ではない。しかしながら、本件図書の購入の直接原因となる本件採択では、被告今治市教育委員会を組織する相手方である教育委員らが、極めて私的な好みで、採択協議会の答申を無視し、採択したものである。よって、相手方がこれを私的なものとして使用しなくとも、その原因は、極めて私的である。このことは、容易に財務関係者は知る立場にある。要は、立憲的財務主義という大原則を棚に上げて、被告らが、何ら実体的点検・審査を怠っているのである。つまり、被告らの主張には、合理的な理由がなく、「従って、本件支出についての4号訴訟により、いかなる者も被告今治市に対し賠償責任等を負うことはない」にも合理的理由は存在しない。

つまり、被告ら及び相手方は、被告今治市に対して賠償責任を負っている。

なお、被告及び相手方の公務員の賠償責任については、原告準備書面(41)で述べる。

以上